

市川市役所駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 3 1 日

市川市長 田 中 甲

市川市条例第 25 号

市川市役所駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

市川市役所駐車場等の設置及び管理に関する条例（平成 1 5 年条例第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表に次のように加える。

塩浜 1 丁目第 1 駐車場	市川市塩浜 1 丁目 5 番	1 7 台
塩浜 1 丁目第 2 駐車場	市川市塩浜 1 丁目 5 番	1 3 台

第 4 条第 1 項の表に次のように加える。

塩 浜 1 丁 目 第 1 駐 車 場	日曜日から土曜日まで	午前 0 時から午後 1 2 時まで
塩 浜 1 丁 目 第 2 駐 車 場	日曜日から土曜日まで	午前 0 時から午後 1 2 時まで

第 5 条の見出しを「(庁舎駐車場に係る駐車料金等)」に改め、同条第 1 項中「駐車場を利用するもの（以下「利用者」という。）は、」を「市川市役所第 2 庁舎駐車場及び行徳支所駐車場（第 3 項及び第 1 0 条において「庁舎駐車場」という。）を利用するものは、その利用に係る」に改め、同条第 2 項中「駐車料金」を「前項の駐車料金」に、「別表」を「別表第 1 」に改め、同条第 3 項中「駐車料金」を「第 1 項の駐車料金」に、「駐車場」を「庁舎駐車場」に、「利用者」を「庁舎駐車場を利用したもの」に改める。

第 1 3 条を第 1 4 条とし、第 1 2 条を第 1 3 条とする。

第 11 条中「利用者」を「駐車場を利用するもの」に改め、同条を第 12 条とし、第 10 条を第 11 条とする。

第 9 条中「利用者」を「庁舎駐車場を利用するもの」に、「駐車場」を「庁舎駐車場」に改め、同条を第 10 条とし、第 8 条を第 9 条とし、第 7 条を第 8 条とし、第 6 条を第 7 条とし、第 5 条の次に次の 1 条を加える。

(塩浜 1 丁目駐車場に係る駐車料金等)

第 6 条 塩浜 1 丁目第 1 駐車場及び塩浜 1 丁目第 2 駐車場(第 3 項において「塩浜 1 丁目駐車場」という。)を利用するものは、その利用に係る駐車料金を納付しなければならない。ただし、次に掲げる自動車を駐車する場合については、この限りでない。

- (1) 道路交通法第 39 条第 1 項に規定する緊急自動車
- (2) その他駐車料金を徴収する必要がないものとして市長が特に認める自動車

2 前項の駐車料金の額は、別表第 2 の定めるところにより算出した額とする。

3 第 1 項の駐車料金は、塩浜 1 丁目駐車場を利用する前に、塩浜 1 丁目駐車場を利用するものから徴収する。

別表を別表第 1 とし、同表の次に別紙の 1 表を加える。

附 則

この条例は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。

別表第 2（第 6 条関係）

自動車 1 台当たりの額	1 日につき 6 0 0 円
--------------	----------------

備考 「1 日」とは、午前 0 時から午後 1 2 時までをいう。

市川市役所駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 7 月 3 1 日

市川市長 田 中 甲

市川市規則第 41 号

市川市役所駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則の一部
を改正する規則

市川市役所駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 1 5 年規則第 6 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(利用の手続等)」を付し、同条第 1 項及び第 3 項中「駐車場」を「市川市役所第 2 庁舎駐車場及び行徳支所駐車場」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

第 2 条の 2 塩浜 1 丁目第 1 駐車場及び塩浜 1 丁目第 2 駐車場（以下この条において「塩浜 1 丁目駐車場」という。）を利用するもの（以下この条において「塩浜 1 丁目駐車場利用者」という。）は、塩浜 1 丁目駐車場を利用する前に、インターネットを利用して、塩浜 1 丁目駐車場の利用について塩浜 1 丁目駐車場の駐車台数の範囲内で 1 日を単位として市長に申し込まなければならない。

2 塩浜 1 丁目駐車場利用者は、前項の規定による申込みを行うときは、当該申込みに係る日数分の駐車料金を納付しなければならない。

3 塩浜 1 丁目駐車場利用者は、塩浜 1 丁目駐車場を利用する日において、第 1 項の規定による申込みに係る自動車を繰り返し塩浜 1 丁目駐車場に入場させ、又は塩浜 1 丁目駐車場から出場させることができる。

附 則

この規則は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。

市川市地域ふれあい館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 7 月 31 日

市川市長 田中 甲

市川市規則第 42 号

市川市地域ふれあい館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

市川市地域ふれあい館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 18 年規則第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条を第 9 条とする。

第 5 条第 1 項中「様式第 3 号」を「様式第 5 号」に改め、同条第 2 項中「様式第 4 号」を「様式第 6 号」に改め、同条を第 8 条とし、第 4 条を第 7 条とする。

第 3 条第 1 項中「様式第 2 号」を「様式第 4 号」に、「前条第 1 項」を「第 2 条第 1 項」に改め、同条を第 6 条とし、第 2 条の次に次の 3 条を加える。

（使用者登録を受けたものに係る使用許可の申請の予約等）

第 3 条 地域ふれあい館を使用しようとするものは、住所（団体にあつては、代表者の住所。次条第 1 項において同じ。）、氏名（団体にあつては、団体の名称及び代表者の氏名。同項において同じ。）その他地域ふれあい館の使用に関し必要な事項について市長の登録（以下「使用者登録」という。）を受けることができる。

2 使用者登録を受けようとするものは、市川市地域ふれあい館使用者登録申請書（様式第 2 号）に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請に対し使用者登録をしたときは、当該申請

をしたものに対し、市川市地域ふれあい館使用者登録書（様式第3号。以下「使用者登録書」という。）を交付するものとする。

（使用者登録書の記載事項の変更申請等）

第4条 使用者登録を受けたものは、住所、氏名その他の使用者登録書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに、市川市地域ふれあい館使用者登録申請書に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、登録事項を変更することが適当であると認めるときは、当該申請をしたものの登録事項を変更するものとする。この場合において、市長は、当該申請をしたものに対し、そのものが現に有する使用者登録書と引換えに登録事項を変更した使用者登録書を交付するものとする。

（使用者登録書の有効期間等）

第5条 使用者登録書の有効期間は、第3条第3項の規定により使用者登録書の交付を受けた日からその日の属する年度の末日（当該使用者登録書の交付を受けた日が1月1日から3月31日までの間であるときは、当該交付を受けた日の属する年度の翌年度の末日）までとする。

2 第3条第3項又は前条第2項の規定により使用者登録書の交付を受けたものは、身分を証する書類その他市長が必要と認める書類を提示して、当該使用者登録書の有効期間満了の日の3月前から当該有効期間満了の日までの間に、使用者登録の更新を受けることができる。

3 市長は、使用者登録書の交付を受けたものが条例又はこの規則に違反したときその他使用者登録を継続することが適当でないと認めるときは、使用者登録を取り消すことができる。

様式第4号中「第5条関係」を「第8条関係」に改め、同様式を様式第6号とする。

様式第3号中「第5条関係」を「第8条関係」に改め、同様式を様式第5号とする。

様式第2号中「第3条関係」を「第6条関係」に改め、同様式を様式第4号

とする。

様式第 1 号の次に別紙の 2 様式を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、必要な補正をして使用することができる。